| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 資本剰余金 | 施行法第15条による積立金 | 3,359,250,829 | 0 | 0 | 3,359,250,829 | |
| | 計 | 3,359,250,829 | 0 | 0 | 3,359,250,829 | |
| | 損益外減価償却累計額 | △ 1,403,061,251 | △ 561,273,890 | 0 | △ 1,964,335,141 | |
| | 損益外減損損失累計額 | △ 2,061,460,454 | 0 | 0 | △ 2,061,460,454 | |
| | 差引計 | △ 105,270,876 | △ 561,273,890 | 0 | △ 666,544,766 | |
| 合計 | | 20,785,229,124 | △ 561,273,890 | 0 | 20,223,955,234 | |

7．運営費交付金以外の国からの財源措置の明細

7－1　補助金等の明細

（単位：円）

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 建設仮勘定補助金等 | 資産見返補助金等 | 資本剰余金 | 預り補助金等 | 収益計上 | |
| 本州四国連絡橋維持修繕負担金 | 19,887,789 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19,887,789 | ㈱ |
| 計 | 19,887,789 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19,887,789 | |

㈱　本州四国連絡橋維持修繕負担金は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じ国からの補助金を受取っております。

8．積立金等の明細

（単位：円）

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 通則法44条１項積立金 | 0 | 425,245,977 | 0 | 425,245,977 | ㈱ |

㈱　前期未処分利益より積み立てられたものであります。

9．役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

| 区分 | 報酬又は給与 | | 退職手当 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | 762 | 0 | 56 | 0 |
| 職員 | 5,500 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 6,262 | 1 | 56 | 0 |

（注１）　上記支給額は千円未満四捨五入で表示しております。

（注２）　報酬又は給与の支給額は、賞与及び諸手当を含んでおります。

（注３）　役員に対する報酬及び退職手当の支給基準は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員退職手当規程に定め、独立行政法人通則法62条の規定により準用される同法第52条第２項の規定に基づき、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しております。

（注４）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員退職金支給規程に定め、独立行政法人通則法63条第２項の規定に基づき、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しております。

（注５）　支給人員数は、年間平均支給人員数（単位未満四捨五入）によっております。なお、支給額は共通経費を按分した金額を含んでおります。

（注６）　非常勤の役員及び職員はおりません。

10．セグメント情報（平成20年４月１日～平成21年３月31日）

当勘定は単一セグメントによって事業を行っているため、記載を省略しております。

## 独立行政法人都市再生機構公告

**独立行政法人都市再生機構岩手都市開発事務所公告第２号**

平成21年10月４日に執行する盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、選挙人名簿に異議の申し出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成21年８月28日

独立行政法人都市再生機構

岩手都市開発事務所長　大石　義明

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　15人

２　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

## 懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１．懲戒の処分をした弁護士会　沖縄弁護士会

２．懲戒を受けた弁護士

氏　　名　藤井　光男

登録番号　14754

事 務 所　沖縄県石垣市字登野城644―１
ふじい法律事務所

３．懲戒の処分の内容　戒告

４．懲戒の処分が効力を生じた年月日

平成21年７月24日

平成21年８月10日　　日本弁護士連合会